HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	佐藤昌介　「植民論」　初期講義ノート(下の二) : 札幌農学校と植民学(五)
Author(s)	井上, 勝生
Citation	北海道大学文学研究科紀要, 123, 1(右)-19(右)
Issue Date	2007-11-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/30216
Type	bulletin (article)
File Information	CulturalScience123-r1-19.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

佐藤昌介「植民論」初期講義ノート（下の二）

――札幌農学校と植民学（五）――

井上勝生

はじめに

佐藤昌介が一八九一年（明治二四）に記した植民論の初期講義ノートの紹介である。本稿がその四回目分で、本稿で完結する。

日本で最初に植民学の講義を始めたのが札幌農学校である。最初の開講は、一八九〇年、今のところ、この年の講義ノートは見つかっていないので、ここで紹介している講義ノートが札幌農学校最初の、つまり日本最初の植民学の講義ノートと思われる。このあと、一九〇〇年前後の佐藤昌介の植民論講義ノートが本学に保存されており、すでに本紀要四六―三（通巻九三号）に紹介した。この後続の講義ノートと区別するためにも、ここで紹介している講義ノー

佐藤昌介「植民論」初期講義ノート（下の二）

トを植民論初期講義ノート、または、植民論第一講義ノートと呼ぶことにしている。

この初期講義ノートの全体の目次を、佐藤のつけた章タイトルをつかって、再度、紹介する。

殖民地経済的成長（以下、紀要一一五号）
殖民地の文運、殖民者の才能的生活
英国殖民地の政府
殖民地生活の経済的性質
殖民の本国に及す影響
資本の輸出の本国に於ける影響
労力供給論
労力供給の方法、西班牙の殖民地
囚徒労働者を使用する事
労力の供給を得る一法及土地払下の原則及方法（以下、紀要一一六号）
地代金支出の方法
土地払下の方法
土地を高価に払下クル事
殖民地の本国に於ける関係、（Ⅰ）殖民地の財政

殖民地の本国に於ける商業上の関係、（Ⅱ）殖民貿易及殖民法
殖民地政府の土蕃に対する政略（以下、紀要一二〇号）
英仏戦争（米国殖民史上）
英国の殖民政略（以下、本号）
政治的商社
政治的殖民商社
自由殖民法
殖民総論
殖民地経済的特性

本紀要一一五号で解説したように、佐藤の初期講義ノート全体には、四種類の縦書き用紙が使用されており、次のような順序で綴じられている。

青い罫紙（罫線が二本線）　六五枚
「札幌農学校」と中央に印刷された赤い罫紙　四枚
無地の用紙　五枚
「札幌農学校」と中央に印刷された赤い罫紙　五枚

青い罫紙　二枚
「札幌郡苗穂村字三角佐藤農場」と中央に印刷された青い罫紙　三枚

本誌掲載のタイトル「英国ノ殖民政略」は、六五枚の「青い罫紙（罫線が二本線）」の次の、「札幌農学校」と中央に印刷された赤い罫紙四枚の三枚目の最後の行からはじまっている。「英国ノ殖民政略」は、次の無地の用紙の五枚目まで使用されている。タイトル「政治的商社」は、無地の罫紙の最後の頁の右半分の最後の行で中断されている。無地の罫紙五枚の最後の一枚の左半分は白紙である。

次のタイトル「政治的殖民商社」は、「札幌農学校」と中央に印刷された赤い罫紙五枚を使用し、さらに次の青い罫紙の一枚目右半分の三行に記入される。タイトル「自由殖民法」は、青い罫紙の一枚目左半分の二行分におよぶ。文章は、三行である。次タイトル「殖民総論」は、「札幌郡苗穂村字三角佐藤農場」と中央に印刷された青い罫紙三枚の一枚目一行目までである。次の「殖民地経済的特性」は、「札幌郡苗穂村字三角佐藤農場」と中央に印刷された青い罫紙三枚の三枚目の右半分一行で終わっている。

墨書された英文の解読には、本研究科の長尾輝彦教授（当時、現在名誉教授）の助力をいただいた。佐藤昌介「植民論」初期講義ノートの解読が本号で完了した。本紀要一一五号・（上）、一一六号・（中）、一二〇号・（下の一）、そして本一二三号・（下の二）へと続いた解読は、科学研究費・基盤研究（C）（2）研究課題「札幌農学校・北海道帝国大学における植民学の展開にかんする基礎的研究」（二〇〇三年度～二〇〇五年度）による成果の発表の一部である。

英国ノ殖民政略

独逸人種中英国人民ハ緊要ナル殖民者ナリ、独逸人種ハ重ニ殖民を北西ノ方向ニ取リテ進めり、然ニ羅馬人種ハ南西の方方(ママ)ニ取レリ、スラーブ人種ハサレバ北東ノ方向ニ取ラサルヲ得サルカ如し、

一言スレハ、独逸人種の移住セル北亜米利加の如キハ自然の恩恵ハ之を羅馬人の南米ニ比スレハ少ナキカ如シ、併シ経済上の観察ヲ下ストキハ反対の判定ヲ与ふ、蓋し経済上自然の物品ハ之を両種ニ区別ス、直接ニ消靡スル事を得ルもの、間接ニ其用ヲナス事ヲ得ルもの、是レナリ、直接ニ消靡シ得ルものハ非常ニ過剰ナルハ非常ニ欠乏スルカ如ク害アリ、寒帯ノ瘠土ニ於テハ熱帯ノ天国ニ於ケルカ如ク共ニ耕作ハ留ル、然レトモ又タ直接ニ自然ノ恩恵を受け労力を使用セサルヲ得サル場処ハ富裕ナルベシト云ふモ亦タ解スヘカラサル事ナリトス。英国ハ近代諸国の内ニ経済上最高のモノナリ、是レ地理上自然ノ恵与ニ出ツ、商売、防禦ニ適ス海港ニ富ミ、河流多ク石炭并鉄ニ富ミタルニ由ルナリ。英国ノ西国ニ於ケルカ如キ景状。英国ノ北亜米利加、西斑牙ノ南亜米利加ニ於ケル勢及富を有ス。例令ハ北亜米利加ニ於てハ九拾壱輿地平方里ニ対シ壱哩ノ沿岸内ニあり、英国ニ於てハ五十六輿地平方里ニ対シ一哩ナリトス、然ニ南亜米利加の其沿岸ノ簡単変化ナキコト恰モ亜弗利加州ノ如ク、其北米ハ恰モ欧州ニ似たル地形上ノ関係アルものゝ如し、実ニ北米ハ良港ニ富ミタルモノナリ、シント、ローレスヨリポツトマツクニ至ル迄の沿岸ハ世界無比ナリ。又タ英国の殖民地ハ西国ノ殖民地ニ比スレハ大ニ近接ナリ、又タ世界何レノ地ニ於テも北米の如キ大河多キ処ナシ。ミシッシピー河及シント、ローレンス河脈の形勢ハ実ニ今日ノ合衆国ヲシテ海島ノ国たらしむル観あり、ピツボルク府ハ遠ク内地ニアルモ port of Entry トシテ之ヲ認む。運河并鉄道ニ於テモ容易ニ開通シ得可キ地勢を有ス。之ニ反

シ西国ノ殖民地ハ実ニ運輸交通ノ便ヲ欠ク、而シテ又タ産物ニ至リテハ南米ハ金銀ニ富ミ北米ハ石炭及鉄ニ富む、木材ニ至リテハ南米ハマホカネー材ノ如キものニ富ミ、北米ハ船艦檣材ヲ産ス、南米ハ香料ノ如キものを産シ、北米ハ玉蜀黍及米の如キモノを産スルナリ。

ヱリザヘス女王ノ節殖民の企業ハ凡テ失敗せルを以テ英国殖民の本源ハ先ツ十七世紀を以テ紀元トナス、蓋シ英国ハヱリザヘス女王ノ時代ニ於テ既ニ英国ハ人口ノ過剰を告けタルモノ、如し、如何トナレハ当時貧民律の如キものを要スルニ至りしを以テナリ、農業組織ノ変更ト給料の卑低ナルトニ原因ス、殆ント社会的ノ思想を当時喚起せしむル如ニ至レリ、併シゼームス第一世の時ニ至リ俄カニ平和的ノ冒嶮事業を起スニ至レリ

蓋シ西国ノ殖民ハ其本国ノ繁栄ニ帰スルも英国の如キハ然ラス、必要ノ小児ト云フテ可ナリ、国内ノ分離及不備之を来たせり、当時英国ハ欧州ノ政略ニ於て更ニ緊要ナルもの更ニナシ、サレハ西国ノ殖民地ハ其本国ノ形勢ニよりテ其旧体を守ルカ滅スルカノ二つナリ、然ニ英国の殖民地ハ為ニ其繁栄ヲ示スナリ

（欄外「移住貿易」）英国ノ殖民政略ハ初メヨリ西国ノ政略ト異ナレリ。顕理第七世ハブリストル及葡国ノ航海者ニ発見ノ航海を許可せルトキニも英国より男女の人口を移住し、其殖民地ニ於ケル貿易ハ英国人民ニ試ルを以テせり、其後ローレーノ冒険事業を起スニ当りても単ニ金銀発見を以テ目的トセス、気候ノ温和ナル処ニ肥沃の境土を発見シ、又タ新奇ナル貿易品及市場を造り海漕を増加せしめ、且ツ人口ノ過剰を移スを以テ目的トナせり、フロビシュルの北西の航海を起スニ当り其注意スヘキ条件の内ニハ海港良湾を発見シ防禦ニ適シ又タ海外輸出入ノ場処タラしむベシト云ふ、又タ移住スルニハ気候ノ順当、飲料水の欠乏セサル所、薪炭材ノ豊カナル処、建築材ノ多キ処、又生活ニ適スル食料のアル処を選択スヘキを以テセリ、倍根翁の如キも尤も着実の意見を抱負せルものニテ彼ノ砿山業の如キも却

テ之を奨励せス、僥倖を大ニ戒むル所アレハナリ。千六百六十年英国ニ於て煙草ノ栽培を禁止せル時ニ同一の目的を取レリ、即チ米国ノ殖民ハ元来英国ニ取リテ緊要ナリ、如何トナレハ海漕を起し且ツ従来他国より供給を得しものを供給せルを以テナリ、サレハアタム、スミス氏ハ西斑牙及葡国のみならす英国人も亦タ auri sacra fames—を thirst for gold を以殖民ノ動機トナセルハ大ニ誤レルモノナリ。

英国ノ殖民地ハ之を分ケテ Proprietary、Charter & Crown colonies の三種類トナス、初めノ二種類ハ古し、且ツ序々ニ最後のものニ変せり、而シテ国家ノ権力ヲ強よくし、貴顕的の権力と町村ノ其的(マヽ)を貫徹せシム、併シ貴顕的ノ根元ハ殖民地ニ於て固カラス、共和的の政治ハ全ク本国政府ト分離セルものナリキ、

（欄外「(1)」）大地主ノ殖民ハギルボルトヲ以テ初めトナス、千五百七十八年ニ免状ヲ得、新発見の地を有し、六ケ年の内ニハ必ス規則正シキ殖民ヲ行ハサルベカラス、凡テ英国人民の権利ヲ尊フ、ローレーノ免状ハ千五百八十四年ナリトス、ウヲルジニヤ州ニ向ツテ得たり、四ケ年間ニ四〇、〇〇〇磅の金を費シ更ニ得ル処ナシ、

（欄外「馬州。」）千六百三十二年ホルチモール候ハ馬州を得たり、土地ハ凡テ該候ニ属シ、年々の貢物ハ金銀五分一、印度土人ノ失弐留ナリトス、殖民者ノ一存を以テ租税を徴収ス、本国政府ハ更ニ直税及関税を要せス、一箇ノ候国ナリ、法律ハ英国法律を基ニセサルベカラス、該候ハ四〇、〇〇〇磅の費用を出シ、千六百六十年ニハ八年分壱万弐千人の移民アリ、宗教上ノ関係より千六百五十四年ニ凡テ政事上ノ権力を失ふ、千七百十五年ニ於て再ひ政権を得たり、英国ノ宗教ニ帰依せり、独立ノ戦争ニ及んて全ク其所有権を失ふ、当時尚売ラサル土地ノ価ハ三四七、〇〇〇磅ヲ価シ、Land Rent の八ケ年間の失ひしものハ弐六〇、〇〇〇磅ナリト云ふ、

（欄外「加呂奈州」）千六百六十三年査斯第二世より英国ノ八人の貴族ハカルライナ州ヲ得たり、亜海より南海ニ至

ル、其上納金ハ一ケ年二拾万克ニ過キス、其他ハ馬州ニ於ケルト同ナリトス、貴族の名称ハ本国ト異ナルものを用ユル事ナリ、初めノ航海費ハ壱万弐千磅ヲ費ス、地税ハ壱英町ニ付半ペンスナリキ、該州ノ為めニ千六百六十九年ロック氏ハ憲法ヲ制定せり、蓋し貴顕的ノ憲法ナリトス、千六百九十三年之ヲ廃せり、一千七百十四年ニ於テカルライナ州ノ行政費ハ九〇〇磅ニ過キス、而シテ持主ノ所得ハ百六十九磅ニ過キスト云ふ、

（欄外「ペン州、」）千六百八十一年ニ於テペン氏ハ其免状ヲ得たり、其父ナルものハ査斯第二世に壱万六千磅ヲ貸金ナせり、代リトシテ受けしモノナリ。英王ハ国会ヲ通シテ租税を賦課し、且ツ一般ニ商業ヲ管理スルの権ヲ得、州ノ憲法ハ頗ブル共和的ナリシ、理財上ニハペン氏の存生中ハ成功ナシ、頗ブル負債ニ沈めり、其継続者ハ千七百五十年ニ於テ一ケ年三万磅の歳入ヲ得たりと云ふ、米国独立国後家族ハ拾参万磅の賠償金を得たり。

（欄外「紐育州、」）所有主中尤モ大ナルものハヨル候ナリキ、蓋シ該候ハ後ニゼームス第二世トナリシ人ナリ、千六百六十四年ニ於テ当今の紐育州并ニューゼルスヱー州ハ尽トク同候ノ領分たりキ、蓋し該両州ハ和蘭陀より之ヲ得タルモノナリキ、是ハ尤モ専制的ニ管理せり、ヨル候ハ王位に上ルニ至リテ該領地ハ王候殖民地トナレリ、ニューゼルスヱー州ノ方ハ一二ノ貴族ニ分与サレたり、千七百弐年ニ於テ其主権ヲ国王ニ返上せり。

（欄外「バルバ島」）該島ハ千六百二十七年ニ於テカーライル候ニ下賜ナレリ、為めニ自由ノ移住民ハ大ニ抵抗せり蓋し自費移住開拓セルを以テナリ、査斯第二世ハ為めニ其王位ニ任レル後之ヲ国王殖民地ニナせり、所有主ハ一人（欄外「シント」）ハ終身三百磅及一人ハ一千磅賠償金を受けたり、

（欄外「Lucia & St. Kitts」）□□□□候ハ一千七百二十二年ニ於テ之ヲ領せり、四〇、〇〇〇磅を費シテ殖民事業を起せり、併シ後ニ仏国ノ為めニ領せラル。

（欄外「Georgia」）千七百三十二年、ジョルジヤ州ハ重ニ国会議員中ノ貴族之ヲ領ス、貧困者及負債者ヲ救ふカ為めニ起せり、又タ宗教ノ追放者を救ふ為めニ起セルものナリ。

元来領主殖民地ハスチユワルト王家ノ専制主義ノ世ニ起レルモノナリ、該殖民地ハ財政上余り成功多キものニテアラサリキ、是レ事物自然ノ理ナリ、先ツ第一ニ如此ものハ数年の後ニ初めテ其結果ヲ見ルベシ、タトヘバメーン州ノ地主ハ千六百七十四年於てマサチユーセツ州ニ其所有権を千弐百五十磅ニ売却し、千六百七十四年ニボルリレー候ハニユーゼルスヱー州よを壱千磅ニテクヱーカル派ニ売却せり。蓋シ殖民事業ハ理財的ノ事業よりハ寧ロ道義的の事業ナリキ、併シ該殖民地ハ繁栄セルハ疑ひナシ、併シ地主ノ紛擾ハ大ニ之ヲ妨クルものたり。遂ニ之ヲ変シテ王領殖民地トナせり、而シテ王領殖民地ヨリ大地主ハ大小作トナリ、大ニ殖民事業ノ進歩ヲ妨ク、人民ハ中等住宅ナリ、貧富ノ弐ツニ分ル。

免状的殖民ハ即チ会社ノ殖民地ナリトス、千六百六年ニ於てゼームス第一世ハ両個の会社ニ許可を与ひ、一ハ倫敦在住ノ紳士より成立シ、三十四度より三十八度迄の処を殖民し、一ハ西英国の地方ニ居ル人ニテ Plymouth 及ひ□□□の人々ナリトス、四十一度より四十五度ニ達スル北方ノ地方ニ殖民スルものトス。政府ニ対スル義務ハ金銀山の純益五分一を貢キ、銅ハ十五分ノ一を貢ス。政権ハ本国ニテ掌握せり、会社ハ殖民会社ナリトス、併シ有名無実ナリトス。千六百九年ニ憲法ヲ改め専制権を会社ニテ握レリ。千六百二十四年ニ於テ会社ハ止め王領殖民地トナリ、実ニ如此殖民事業ハ会社営利ノ事業トシテハ甚タ困難ナル事ナリ、如何トナレハ着手後二十年を経サレハ成功ナシトハ倍根翁兼テ云たり。所有権ト自身ヲ現場ニ入レテ初めテ其成功を可見ナリ。該会社ハ弐十万磅を失ひり。

新英国ノ方ハ甚タ共和的ナリキ、千六百二十九年ニテマサチユーせつ州会社ハプリムス会社より得たル地ニ於て殖

民を初む。コニ州并ロードアイラント州ハ共ニ馬州ノ分離セルものナリ、千七百十五年ニ於て凡テの殖民地ハ王領地トナルニ当り新英帝室議会ハ大ニ之を争ひり、

蓋し英国の共和主義の場処ハ新英蘭度地方ニ於テ行ハル、独立の種子を蒔キシ場処ナリ、

米国独立已来ハ凡テの殖民地ハ尽トク王領殖民地トナレリ、只会社の所有せルものハ此外ナリトス、併王領殖民地ハ之を他国の殖民地ニ比スレハ頗ブル寛大ナリトス。如何トナレハ、其政治ハ査斯第二世のウヲルジニヤ州の憲法（千六百二十五年及千六百三十六年）ハ其模範タリシを以テナリ。何レニ於テも殖民者の子孫ナルものハ英国の邦人たり、其権利を享受ス、而シテ英国ノ治安法等凡テ之を輸入せり。其制度も亦タ然り。知事ハ国王ヲ代表ス。国王ノ選挙ニ係ハル参事院ハ英国の枢密院ナリ。且ツ上院ナリトス。殖民者の選挙せル議会ハ下院ニ相対せルものナリトス。

（欄外「租税、」）英国ノ国会ハ殖民地ニ於テ課税シ得ルや否やハ常ニ大問題ニシテ、十三州の独立も之ニ起源ス、ウヲルジニヤ州ハ千六百二十四年ニ於て殖民議会ハ独り之を徴集スルノ権アリトナス、マサチューセツ州も千六百三十四年已来之を承認ス、紐育ハ千六百九十一年如此法律を出シニ当リテ維廉第三世ハ之を禁せり、併し該問題ニ就キ実際の争点ハ七年ノ戦争後ナリ、当時迄の問題タリシものハ、徴取ハ一般ニ国税トシテナサヾルベカラサルカ、或ハ特別ノ目的ニ向ツテ課税スルカ、税率ハ一定不変ナルカ、或ハ年々ニ之ヲ変更スベキや、殖民議会ハ徴税ノ事務を執行スルカ、或ハ国王ノ役人ニ之ヲ委スルカ等ノ問題ナリトス、英国々会無上の権利ハ未タ本国ニ於テ之を実地ニ請求せス、千七百七十四年ニ於テ□□ス候ノ案ヲ租税ノ大問題起レリ。

西斑牙ノ殖民地ハ其本国政府ハ理財ノ為めナリ、次ニ役人、僧都等ノ欲を飽カしめ、又タ工商社会の利益ハ之ヲ第弐ニ置けり。英国ノ殖民地ニ於てハ之を反対せり。貿易商社を利用スルものナリキ。

サレハゼームス第一世及査斯第一世ハ其殖民者ニ許可を与フルや貿易の自由を以テせり、之レ英国ハ当時政権分裂殖民地を検束スル事能サルニヨル。千六百二十年迄ハウヲルジヤ会社ハ殖民地ニ於ケル専売を有せり。而シテ自由ニ海外諸国ト貿易せり。

千六百四十一年ニ於テ Berkeley ハウヲルジニヤ州ノ知事トシテ其殖民地の貿易を本国ノ為めニ検束セル事を望めり、併て殖民地ノ議会ハ大ニ之ニ抵抗せり。

然レトモ遂ニ千六百五十一年ニ於て航海律ナルものを出スニ至り、其為めニ殖民地の貿易ハ遂ニ沿岸貿易のみトナレリ。（下欄「One economic organism of the whole realm」）

政治的商社

ニエー氏曰ク殖民者ハ英国ノ市場ニ向ツテ生産ス、英国人ハ海外殖民地より来ルものを以テ生活ス、其生産を製造シテ生活ス。

政事的殖民商社

（欄外「銀行」）十七世紀及十八世紀ニ於テ殖民事業を起せルもの、政事的殖民商社大ニ之ヲ然らしむ、欧州諸大国

の内、荷蘭陀ハ十七世紀の間、経済上ニ於てハ模範国たりし、蘭国東印度商社ハ他国ノ商社ニ対シテ直接或ハ間接ニ其模範を示し、且ツ長ク繁栄も継キたり。該商社ハ千六百二年数多ノ特権を有セル商社ノ団結セルものヨリ成立せり、而シテ其国内ニアル商社ハ後ニハ商業会議所トナレリ。（Kommunity）

其株式ハ弐千百五十三株ニシテ、壱株ハ参千フランナリトス、アムスタルタムノ商社ハ凡ソ五六、九%、Zeeland ハ二〇、六%、Delft ハ七、三%、Rotterdam ハ弐、七、□□□ハ四、一及□□□□ハ八、三%ナリトス、各商社ハ其持船の調度ヲ負担スルを要ス、而商社ノ持船ハ出入トも同一の港ヨリス、共同の事務ハ十七人ノ Director の支配ニ帰ス、毎年三度集会シ、何時又タ幾艘ノ船を出スベキやヲ決定ス。会社の特権ハ喜望峰の東何レニも及ひ、及マゼランの西ニ及ふ、会社外ノモノハ往後貿易を禁ス、香料等凡テ商社ノ専売ニ帰ス、株式ハ売買を許ス。商社ハ政事上ノ権力を有ス、城砦ヲ築キ、軍隊を支出スルを得、会社ノ繁栄ナル時分ハバタビヤノ中央政府の外ニ七ケ処ニ政府ヲ有ス、即チ左の如し

Amboina - Banda - Molukken - Malakka

Ceylon - Makassar - Cape of Good Hope ナリトス、General goveror の外ニ General Director of Commerce 及ひ□□□□□を有せり、

英国ノ東印度商社ハ最初ハ蘭国の如キ組織を有せス、千六百年ニ初めて起リ、千六百二十四年ニハ外国ニアル其配下を裁判スルの権を得、千六百六十一年ニハ非基督国宣戦講和の権を得、該商社ハ株式の組織ハ全ク起セルものナリ、千六百十二年迄ハ会社ハ Regulated Company ナリトス、即チ各遠征ハ各個人の団結セルものゝ企業ナリトス、千六百十二年至リ Joint Stock Company の組織トナセり、雖然株式ニ対スル金銀も多ク出サぬ、Subscription ヲ以テ必要

の資本を出ス、多ク出スものあり、又タ少ナク出スものあルナリ、之ニ応シテ配当もナセルものナリトス、Subscriptionの高ハ

(1612)-£429,000-(1617)-1,600,000-1631-£420700

十七世紀ノ間ハ該事業ハ有望のものニテ非ス、千七百八年已来ハ株式の組織トナリ、大ニ蘭国ノ商社ト競争せりト云ふ、如此商社ノ起りし原因ハ、当時ノ形勢乃シ未開明トノ関係ハ之を然らしむ、当時ノ形勢トハ軍事、政事及理財上の形勢之をシテ然らしむ。

（A）荷蘭国の公法学者 Hugo Grotius 起り、海上の自由ヲ宣言セルハ旧権の回復ナリトス、当時迄葡国人ハ発見の権利及法王の申言ニヨリテ東印度の貿易を専有し、之を海商艦隊を以テ保護セルモノナリキ、蓋シ葡国ハ千五百八十年已来合国し、西国ハ当時ハ海陸トも欧州ノ諸大国ノ最強国ナリシ、当時英国及蘭国ハ違宗旨国ト称セラル、而シテ西国ト戦端を交セルニ至レリ、サレハ数十年ノ間東印度の貿易ハ軍事を以テ之を支配ス、サレハ商社ハ国家の権力を脊ニ帯びテセサルヲ得サルナリ。

（欄外「（B）」）蘭国の人民ハ実ニ中央権力ニ反対ナルものナリ、サレハ各種ノ制度ハ分権的ナリ、ホーランド州ハ国家の事ニ於て実力あり、サレトモ他ノ諸州ハ亦タ圧セラレサル様勉めたり、各州其内国ノ事ニ於てハ干渉を受ケス、又タ都会も亦タ同様ナリトス、富人的ノ寡人政治の性質を帯ひタルモノニテ東印度商社の事業ハ大ニ蘭国人ニ適せり、英国の中等社会及貴族的の性質ハ東印度商社を維持セルものトナレリ

国家の専売権ハ実ニ中世より近世ニ移ル際ニ著顕ナル事ナリ、該専売ハ全ク専制的政治と相関係ス、ヒーム氏ノ言ニヨレハ海外貿易中八割六分ハ倫敦市民ノ専売ニ帰し、凡そ弐百人の所有ニ係ハル、千六百九十三年已来ハ会社の免

状ハ議会の手を経、而シテ又タ議会ハ却て課税の源トシテ免状を与ふル事ありたり、蘭国ニ於テ東印度免状を初めハ二五、〇〇〇 Hamot 金ニテ買ひ千六百四十七年ニ其継続ハ１½ million flanc、千六百九十六年ニハ三百万フラン千六百六十五年ニハ軍艦二十艘を英蘭戦争中無代価ニテ出ス事の特約を政府ト結約せり、

千七百八年英国政府ニ対シ東印度会社ハ千弐百弐十万磅を貸与シ、又タ千七百六十七年ニ於て印度ノ歳入を得ル為めニ政府ニ対シテ四十万磅の税金を年々貢納スル事を約束セル事ありたり、已上ノ理由の外ニ如此強大ナル会社の起ル原由ハ当時海外の貿易ハ実ニ一個人の力能クスベキニ非ス、又タ海賊も暴行常ナキものナリキ、独乙其他大陸の地方ニ向ツテ商業スルものも当時 merchant adventurer と称せル有様ナリキ、英国ノ東印度ニ航行せルハ千五百九十一年ナリシ、尽トク成功せス

蓋シ外国ニ於ケル専売的ノ商社ハ高ク売り安ク買ひ得ルハ之を個人的の商社ニ比スレハ利益アルものトス、蓋シ競争を除キ得ルものナリトス、蘭国の東印度ノ会社ハ十六世の終ハリニ於て印度ノ候国ト約束を結び、輸出品ヲ尽トク買占め、其代りニ葡国との戦争ニハ後援をナす約束を結ひたりと云ふ、如此商社の利益ハ実ニ大ナルものナリトス、卑低ナル人民ト開明の人民トの貿易ハ常ニ開明国人民の利益トナル、五百倍も六百倍の利益を得、銃器弾薬、釘、毛布類等ニ交換スルものハ毛皮等ナリトス、ハトソン商社ハ２０００％の利益を以テ土蕃ニ売買せりと云ふ

其得ル物品ハ何レニテ売ルやと云ふニ、尽トク之を自国又ハ他の国ニ於て之ヲ販売ス、其高価ハ自国の人民之を払ふ、サレハ専売の商社ヲ維持スルものハ本国の人民ナリトス、是レ長ク継続スベカラス、危ヲ冒カスの事業ニ対スル報酬ナリトス、専売免許特許等今日も危冒ニ対スル報酬の如し、其利益を占むルの後ハ自由ヲ許スヘシ、板権も亦タ然リトナス

海外ノ商業未タ発達せス、交通不便ナル場合ニ於てハ商業社会の信用ハ会社之を維持スルハ各個人之を維持スルより尚易キものナリ未開人民ニ執りて幸福ナリトス

此等商社ノ政事上の権力を掌握スルハ実際止を得サルニ出テたり、未開人民と貿易し法律の保護の軽キを以テナリ、ハトソン湾会社の事可知ナリ、併シ該商社ハ殖民ニハ不適ナリトス、農業殖民ト商業殖民トハ土地の開拓上全ク正反対の地位を占む、農業殖民進むトキハ必ス商業殖民ニシテ土蕃を目的トセルものハ衰微スルニ至らん、只純粋の商業興起スルニ至ルこと必然ナリトス

英国の二大商会ハ波土遜湾商社ト英国東印度商社ナリトス、

千六百七十年査斯第二世ハ Rupert 候及十七人ノ貴紳にハトソン湾地方ノ専売商業を与ひたり、且ツ行政及三法ノ権もさつけたり、該会社ハ所々ニ城塞を築けり、□免状を継続シテ、千八百七十年ニ至三十万磅ノ賠償を得て其権利を英国ニ帰し、加奈他領ト合一となレリ、当時ハ一個の私立会社トシテ貿易シ、尚最初の地所二十分一ヲ維持せり、為将来広大ナル財源トナルベシ、

東印度商会ハ千六百年の創立ニ係ハル、千七百六十五年ニ至て英国の版図ニ帰ス、

已上ノ商会ニ専売を与ひテ或ハ商業、或ハ貿易を進め、以テ殖民をなし、或ハ営業を得ルタめナリ、文明最強国の弱国ニ対スル政略ナリトス、

自由殖民法、

一米国西方ノ開発及殖民の方法ハ自由法ナリトス、其沿革を叙セヨ。政府ハ測量法ヲ定め、公売規則を定む、米国ハ排水も政府之を負担せス。都会の建設も之を人民の自由ニ律ス。所有権の安全を保護ス。土地投機を妨ク、土地開拓の実効を挙けしむ、運輸交通の便を開ク。廃産者ニ土地ヲ与ひ産を興ス。企業心を発達せしむ。畢竟交通の便開ケルニ依ル

(21) 単ニ労働者ノ殖民、労資ノ殖民、出稼者ト殖民者ノ区別。

(22) 新規ノ行政制度ヲ劃定ス。

殖民総論。

(1) 殖民ハ史上ノ事実ニシテ人民アリテヨリ止ムベカラサル事ナリトス。

(2) 人口及土地ノ関係ハ殖民ヲ起スナリ。

(3) 社会及政事上ノ関係ハ殖民ヲ起スノ原因タルナリ。

(4) 経済上ノ殖民ハ近来ノ事実ナリトス。

(5) 人口ヲ平均セしめ。商業ヲ発達セしめ。文明ヲ進捗セしめ。航海術ヲ進歩セしめ。タル等ノ効能アリトス。工業ヲ起ス。金融ノ平均ヲ起ス。

(6) 内国殖民ト外国殖民ノ区別アリ

(7) 外国殖民ハ内国史上ノ事実□□等之ヲ起シ時ニ間断ナキニ非ス。

(8) 中世十字軍ノ殖民。近世発見ノ殖民。十九世紀亜弗利加ノ殖民各時期アルナリ。戦乱後ノ殖民、探嶮後ノ殖民。
(9) 通路ノ便否ハ大ニ殖民ニ関ス。
(10) 風俗、宗教、言語、人権等ヲ混合し万国的たらしむル傾向ナキニ非ス。
(11) 独り人口ノ変動ノミナラス、制度及資本ノ運動ナリトス。
(12) 殖民ハ殖民政略ナルモノヲ起せり。
(13) 往時ハ危嶮ナリトス今ハ正当起業ナリトス。
(14) 殖民ハ投機ノ機関トナレハ南海冒嶮ノ事業ノ如キ是レナリ。
(15) 本国ノ財源トナリ、又タ輸出ノ新市場たるナリ。
(16) 宣戦平和ノ政略大ニ之ニ関ス。
(17) 新思象ヲ起シ新境遇ヲ作らしむ。
(18) 新智識ヲ拡充ス、―新経済ヲ起ス―
(19) 海陸兵備ノ完ヲナサシム
(20) 戦勝者名誉心ノ為めノ殖民アルナリ。
(23) 殖民ト社会問題―支那人移住問題―
(24) 殖民問題ノ東漸、
(25) 殖民ト人権同権問題

26、殖民ト愛国

32、土地処分法、起レリ

(33) 行政法―

31 殖民者機関―移民会社等

殖民地経済的特性

(1) 一生産物―種類― 粗製、
(2) 一物価 高直、
(3) 一交換 自然経済
(4) 一賦役 各国ニ於テ行ハル
(5) 一分業 甚タ少ナシ、
(6) 一農業 勢力ヲ占む
(7) 一高尚ノ需要 行ハル、
(8) 一輸入 多シ
(9) 一人口 増加著
(10) 一富実 同上
(11) 一地代 卑低
(12) 一利子― 高率
(13) 一雇銀、 高直
(14) 一労力者ノ現況、
(15) 一暴富者 多シ 浮沈速カナルこと、
(16) 一運輸交通― 迅速ニ発達ス

27、権利（実利）朝鮮、支那、問題ノ拡張
(28) 同胞主義ノ利益（Brothenhool）
29 殖民ハ優勝劣敗
(30) 殖民ノ制限―治安ノ妨害

(17) 一職業　転換甚タシ
(18) 一都会村落、　減少速カナリ、
(19) 一工業ノ発達
(20) 一農産ノ増加、
(21) 一地価ノ騰貴
(22) 商業ハ　禁制的ナリ、
(23) 信用　欠乏、
一投機的及詐欺　流行、

（「植民論」初期講義ノート・完）